

(1) 会長及び職務代理者の選任について

条例に基づき、会長及び職務代理者を選任します。

○芽室町都市計画審議会条例

(目的)

第1条 都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、芽室町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条

(組織)

第2条 審議会は、委員 6人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員、臨時委員及び専門委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

2 前項の規定により任命された委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 町長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

5 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項の密接な関係のある町民のうちから、専門委員は、学識経験のある者又は町民のうちから、それぞれ町長が任命する。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(規則への委任)

第6条 この条例の定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

(2) 都市計画審議会の役割について

① 芽室町都市計画審議会について

芽室町都市計画審議会は、町が定める都市計画について審議するとともに、町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき設置されています。

都市計画法第19条第1項で、「市町村は、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する」となっています。

審議会の組織や運営に関する事項は、芽室町都市計画審議会条例で定めており、審議会を組織する委員は6人で、学識経験のある者について、町長が任命することとなっています。

② 北海道都市計画審議会について

北海道都市計画審議会は、道が定める都市計画について審議するとともに、知事の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画法第77条第1項の規定に基づき設置されています。

都市計画法第18条第1項で、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定する。」となっています。

北海道都市計画審議会を組織する委員は30人以内とされており、学識経験のある者、市町村の長を代表する者、道議会議員及び市町村議会の議長を代表する者について、知事が任命することとなっています。

都市計画法（抜粋）

（市町村都市計画審議会）

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。